

差押ヲ妨クルコトヲ得ス然レトモ〔二九七〕一九八ノ例ニ依リテ  
配當ヲ求ムルヲ得ヘシ

(丁) 収益ニ對スル配當要求ノ申立手續

強制管理開始決定ノ不動産ニ對シテ執行力アル正本ヲ有スル者ハ執  
行裁判所ニ配當要求ノ申立ヲ爲スヘシ其例ハ〔二四七〕ニ示ス

七百八條 已ニ管理開始ノ決定アリタル不動産ニ對シテ更ニ強制管理ヲ申立テ  
タル者ハ配當要求ノ効力ヲ生ス

七百十條 裁判所ハ前二項ノ申立及要求アリタルトキハ之ヲ差押債權者及ヒ債  
務者及ヒ管理人ニ通知スルモノトス

(戊) 配當手

管理人ハ其管理スル不動産ニ付得タル収益ノ内ヨリ其不動産ノ負擔  
ニ係ル租稅其他ノ公課ヲ扣除シタル後別段ノ手續ヲ要セスシテ管理

七百十四條  
六百九十一條  
六百九十六條乃至  
六百九十八條  
六百三十條以下

ノ費用ヲ辨濟シ其殘額ヲ債權者間ニ配當スヘシ

若シ債權者間ニ於テ右ノ配當ニ付キ協議調ハサルトキハ〔二四八〕ニ  
依リ其旨ヲ執行裁判所ニ届出可シ

右ノ届出アリタルトキハ裁判所ハ〔二二四〕庚ノ手續ニ準シ配當表ヲ  
作り其配當表ニ基キ管理人ヲシテ債權者ニ支拂ヲ爲サシム可シ

右ニ關スル文例ハ〔二四九〕乃至〔二五三〕ニ示ス

(巳) 管理ノ計算

七百十五條 管理人ハ毎年及ヒ其業務施行ノ終了後各債權者債務者及ヒ裁判所ニ  
計算書ヲ差出ス可シ

各債權者及債務者ハ計算書ノ送達アリタル日ヨリ七日以内ニ〔二五  
四〕ノ例ニ依リ執行裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

其他ノ手續ハ第七百十五條ニ詳カナリ

七百十六條

(庚) 強制管理ノ取消

強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

債務者取消ヲ求ムル理由アルトキハ「二五五」ニ依リ申立ツヘシ

裁判所ハ左ノ場合ニ於テ職權ヲ以テ取消ヲ決定スヘシ

- 一 各債權者不動産ノ収益ヲ以テ辨濟ヲ受ケタルトキ
- 一 管理續行ノ爲メ特別ノ費用ヲ要スルトキ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セサルトキ

取消ヲ決定スルトキハ同時ニ登記判事ニ強制管理ニ關スル記入ノ抹消ヲ囑託スヘシ

(二四五) 強制管理ノ申立

住所、

七百六條  
六百四十二條  
六百四十三條  
印紙二十錢貼用

(甲)ヲ参照スヘシ

債權者 何 某

住所、

債務者 何 某

請求金額

一金 //

一金 //

合計金

外金 管理申立費用

右金額ハ明治年月日「某區裁判所」ノ執行命令又ハ「某區裁判所」ノ執行命令ニ付セラレタル某裁判所ノ執行力アル正本又ハ「某裁判所」某控訴院ノ執行力アル判決正本若クハ和解又ハ「某裁判所」若クハ某公証人ノ付與シタル執行力アル公正証書ニ及ヒ明治年月日某裁判所ノ訴

證明書類ノ添付ニ  
關スル注意モ亦  
〔三二五〕ヲ見ルヘ  
シ

訟費用額決定ニ依リ債務者ノ辨濟スヘキモノナリ  
前記金額並ニ此申立ノ費用ノ辨濟ニ充ツル爲メ債務者所有ニ關スル  
左記ノ地所建物ニ付強制管理手續開始御決定相成度候  
〔物件及ヒ其他ノ記載方ハ〔三二五〕ノ例ニ準ス〕  
依テ執行力アル正本及ヒ其他ノ證明書類何通相添民事訴訟法第七百  
六條及ヒ第六百四十二條第六百四十三條ニ依リ申立候也

右

某區裁判所監督判事何某殿

〔二四六〕管理人任命ノ申請

住所、、、

七百十一條  
印紙二十錢貼用

〔乙〕ヲ參照スヘシ

何 某

御廳又ハ某裁判所明治何年〔〕第何号ヲ以テ住所何某ノ不動産ニ對シ  
強制管理手續開始決定相成候ニ付テハ管理人トシテ前記之者御任命  
相成度民事訴訟法第七百十一條ニ依リ申請仕候也

住所、、、

債權者 何 某 ○

〔宛名同前〕

七百九條

印紙二十錢貼用

〔二四七〕競制管理不動産収益ニ對シ配當要求申立

〔二九九〕ノ例ニ準スヘシ

〔丁〕ヲ參照スヘシ

七百十四條

〔二四八〕管理不動産収益配當ニ付協議不調届

(戊)ヲ参照スヘシ

住所、

債務者

何

某

明治何年( )第何号ヲ以テ強制管理御開始相成タル前記何某不動産収益當期配當ノ分各債權者間ノ協議調ハス候間民事訴訟法第七百十四條ニ依リ及御届候也

右管理人

、

何

某

○

(宛名同前)

七百十四條

(三四九)配當要求ニ付債權計算書

(三一九)ノ例ニ準スヘシ

同

(三五〇)配當表ニ對スル異議申立

(三二〇)ノ例ニ準スヘシ

同

(三五二)配當ニ付他債權者ニ對スル訴

(三二二)ノ例ニ準スヘシ

同

(三五二)配當表異議ニ付起訴届

(三二二)ノ例ニ準スヘシ

同

(三五三)配當表異議ノ判決確定ニ付實施ヲ求ムル申立

(三二三)ノ例ニ準スヘシ

七百十五條

印紙二十錢貼用

〔二五四〕管理計算ニ對スル異議申立

〔此申立ニ付テハ〔已〕ヲ參照スヘシ其文例ハ別ニ困難ナルモノニアラサルヲ以テ畧之〕

七百十六條

印紙二十錢貼用

〔二五五〕強制管理取消ノ申立

〔此申立ニ付テハ〔庚〕ヲ參照スヘシ其文例モ亦畧之〕

○假差押申請手續ニ關スル例

〔二五六〕假差押申請手續

假差押ハ金錢ニ關スル要求ノ權利ヲ強制執行前ニ確メ置ク方法ナリ故ニ未タ期限ニ至ラサル請求ニ付テモ之ヲ爲スコトヲ得ヘク又未タ訴ヲ起サ、ル請求ニ付テモ之ヲ爲スヲ得ヘク又已ニ訴ヲ起シ未タ判決ニ至ラサル請求ニ付テモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ而シテ如何ナル事情アル場合ニ假差押ヲ必要トスヘキカヲ畧言スレハ大畧下ノ如シ義務者カ權利者ヲ害スル爲メニ財産ノ有様ヲ變更シ又ハ疑フヘキ賣却ヲ爲シ贈遺ヲ爲ス嫌ヒアリ若クハ本人ノ濫費等ノ場合ニ於テ其財産ヲ差押置カサレハ他日金錢ノ要求ヲ執行スルモ其詮ナク又ハ甚シキ困難ヲ生スルニ至ルノ恐レアルトキニ於テ之ヲ爲

七百三十七條  
七百三十八條

スコトヲ得

・(甲) 假差押ヲ申請シ得ヘキ場合

假差押ハ總テノ場合ニ付之ヲ爲スヲ得ヘキモノニアラス必ス左ノ條件ヲ具備スル債權ナルコトヲ要ス

一 金錢ノ請求ヲ目的トスル債權又ハ金錢ニ換フルコトヲ得ヘキ

(例ヘハ損害ニヨリ賠償ヲ求ムルノ類)債權ナルコトヲ要ス

二 動産又ハ不動産ニ對スル強制執行ヲ保全スル爲メナルコトヲ要ス

三 假差押ヲ爲サレハ判決ノ執行ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ノ執行ヲ爲スニ著キ困難ヲ生スル恐レアルトキ(殊ニ外國ニ於テ執行ヲ爲スニ至ル可キトキ)ナルコトヲ要ス

右ノ條件ノ一ヲ欠ク場合ニハ假差押ヲ求ムルコトヲ得ス

(乙) 申請ノ手續

七百三十九條  
七百六十二條

假差押ノ命令ヲ申請スル手續ハ左ノ如シ

一 假差押ノ申請ハ其差押フヘキ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ本案ノ管轄裁判所ニ申立ヘシ但上告裁判所ニハ提出スルコトヲ得ス

一 假差押ノ申請ニハ左ノ諸件ヲ掲クヘシ其例ハ(二五七)(二五八)ニ示ス

(イ) 請求ノ表示及ヒ其請求カ一定ノ金額ニ係ラサルトキハ其價額  
(ロ) 假差押ノ理由タル事實ノ表示

一 請求及ヒ假差押ノ理由ハ之ヲ説明ス可シ  
若シ假差押ニ因リ債務者ニ生スヘキ損害ノ爲メ保證ヲ立ツル場合ニハ其理由ヲ説明セスト雖モ裁判所ノ意見ヲ以テ假差押ヲ命

七百四十條

七百四十條

スルコトヲ得

(丙) 假差押申請ノ裁判及ヒ之ニ對スル不服

假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ左ノ手續ニ依ルヘシ

一 假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得口頭辯論ヲ經サル裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

一 又口頭辯論ヲ爲シタル場合ニハ終局判決ヲ以テ之ヲ爲ス

假差押申請ノ裁判ニ對シ不服アル場合ニハ左ノ手續ニ依ルヘシ

一 假差押ノ申請カ口頭辯論ヲ經テ判決ヲ以テ却下セラレタルトキハ申請人之ニ對シテ不服ナレハ(二五九)ノ例ニ依リ控訴スルコトヲ得

又申請カ口頭辯論ヲ經スシテ決定ヲ以テ却下セラレタルトキハ申請人之ニ對シテ不服ナレハ(二六〇)ノ例ニ依リ抗告スルコト

七百四十一條  
七百四十二條

七百四十二條  
三百九十六條

四百五十五條

ヲ得

一 假差押ノ命令カ口頭辯論ヲ經タル判決ニ依リテ發セラレタルトキハ債務者之ニ對シテ不服ナレハ(二六一)ノ例ニ依リ控訴スルコトヲ得

假差押ノ命令カ口頭辯論ヲ經スシテ決定ヲ以テ發セラレタルトキハ債務者之ニ對シテ不服ナレハ(二六二)ノ例ニ依リ異議ヲ申立ツルコトヲ得

一 異議ノ申立ニ付テハ左ノ手續ニ依ル

(イ) 異議ノ申立ハ命令ヲ發シタル裁判所ニ提出スヘシ

(ロ) 此異議ニ付テハ假差押ノ取消又ハ變更ヲ申立ツル理由ヲ開示スヘシ

(ハ) 異議ノ申立ハ差押ノ執行ヲ停止セス

七百四十二條  
三百九十六條

七百四十四條

七百四十四條  
七百四十五條  
五百一條  
三百九十六條

(ニ) 異議ノ申立アリタルトキハ口頭辯論ノ爲メ當事者ヲ呼出スヘシ  
(ホ) 裁判所ハ終局判決ヲ以テ假差押ノ全部若クハ一分ノ認可、變更、  
又ハ取消ヲ言渡シ又保証ヲ立ツハキコトノ條件ヲ付シテ之ヲ言  
渡スコトヲ得

(ヘ) 假差押取消ノ判決ニハ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ付スヘシ  
(ト) 異議ニ關スル判決ニ對シテ不服ナル者ハ(三二六三三)ノ例ニ依リ控  
訴スルコトヲ得

(丁) 起訴ノ督促

假差押ヲ請求シタル債權者其債務請求ノ本案ノ訴ヲ未タ起サ、ル場  
合ニ於テ債務者ハ債權者ニ訴ヲ起スヘキコトヲ命セラレンコトヲ申  
立ツルコトヲ得

七百四十六條

此申立ハ(三二六四)ノ例ニ依リ假差押ノ命令ヲ發シタル裁判所ニ提出

スヘシ

裁判所ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ其訴ヲ起スヘキ期日ヲ定メ之ヲ  
債權者ニ命スヘシ

七百三十九條  
七百四十條

(二五七) 假差押申請(其一)

住所、	住所、
債權者	債權者
何	何
住所、	住所、
債務者	債務者
何	何
某	某

印紙五十錢貼用

起訴前ニ於テ申請  
スル例

請求金額

一金	貸金又ハ賣掛代金又ハ何々
一金	利息又ハ何々



合計金

外金

假差押申請費用

事實

右債務者何某ハ明治年月日何々契約ニ依リ債權者ニ對シ(以下左ノ例ニ依リ記載)  
シ次行ニ接  
續スヘシ

一例(明治年月日限り前記金額ヲ辨濟スヘキ義務ヲ負擔致居候)

二例(明治年月日限り前記金額ヲ辨濟スヘキ義務ヲ負擔致居候處期

日ニ至ルモ其義務ヲ履行セサルニ依リ目下訴訟提起ノ準備中

ニ有之候)

三例(何々ノ義務ヲ負擔致シ居候處其義務ヲ履行セサルカ爲メニ前

記金額ノ損害ヲ蒙リタルニ依リ目下訴訟提起ノ準備中ニ有

之候)

然ルニ右何某義ハ方今何々ノ事情ニ依リ判決ノ執行ヲ爲ス能ハス又  
ハ判決ノ執行ヲ爲スニ付困難ヲ生スル恐レアルモノニ有之候間該金  
額及差押申請費用ノ辨濟ヲ保全スル爲メ左記ノ物件又ハ債權ニ對シ  
假差押ノ命令ヲ發セラレ度候

(地所ナレハ國郡市町村、字、番地、地目、反別若クハ坪數、地價ヲ記  
スヘク又建物ナレハ國郡市町村、字、番地、構造ノ種類建坪等ヲ記  
スヘシ又動産ナレハ其品目ヲ記スヘク若シ一切ノ動産ヲ差押ヘン  
トスルトキハ其旨ヲ記スヘシ又債權ヲ差押フルトキハ其第三債務  
者氏名住所債務ノ原因債務ノ高等ヲ記スヘシ)

債權者ハ(右請求及假差押ヲ必要トスル理由ハ別紙何証書若クハ何  
々ヲ以テ疏明致候)又ハ(假差押ニ因リ生スル損害擔保ノ爲メ御命令  
ニ從ヒ保証相立可申候)

不動産ニシテ登記簿ニ其所有ヲ登記セラルタルモノハ登記簿謄本ヲ添フルヲ頁トス又登記チキモノハ土地臺帳ノ謄本等ヲ添フ

ハシ又不動産ノ假  
差押ヲ求ムルトキ  
ハ登記印紙ヲ毛付  
添差出スヘシ

右民事訴訟法第七百三十九條及ヒ第七百四十條ニ依リ謹而申請仕候也

右

某區裁判所監督判事何某殿

(三五八)假差押申請(其二)

(記名同前)

七百三十九條  
七百四十條  
印紙五十錢貼用

起訴シタル後ニ於  
テ申請スル例  
其他前例冒頭ヲ參  
照スヘシ

請求金額

一金

一金

合計金

外金

假差押申請費用

事實

債權者ハ債務者ニ對シ前記金額請求ノ爲メ明治何年( )第何号ニ依  
リテ現ニ訴訟繫屬中ニ候處右何某ハ方今何々ノ事情ニ依リ判決ノ執  
行ヲ爲ス能ハス又ハ判決ノ執行ヲ爲スニ付困難ヲ生スル恐レアルモ  
ノニ有之候間該金額及差押申請費用ノ辨濟ヲ保全スル爲メ左記ノ物  
件又ハ債權ニ對シ假差押ノ命令ヲ發セラレ度候

(物件記載方ハ前例ヲ參照スヘシ)

債權者ハ(右請求及假差押ヲ必要トスル理由ハ別紙何証書若クハ何  
々ヲ以テ疏明致候)又ハ(假差押ニ因リ生スル損害擔保ノ爲メ御命令  
ニ從ヒ保証相立可申候)

右民事訴訟法第七百三十九條及第七百四十條ニ依リ申請仕候也

某裁判所(監督)長(判事)何某殿

右

(二五九)假差押申請却下ノ判決ニ對スル控訴

住所、、、

控訴人 債權者 何 某

住所、、、

被控訴人 債務者 何 某

控訴人ヨリ被控訴人ニ對スル財産假差押命令ノ申請ニ關シ明治年月日某裁判所ニ於テ口頭辯論ノ末年月日申請却下ノ旨判決セラレタルハ不當ノ裁判ト思量仕候間控訴人カ第一審ニ於テ請求シタル如ク假

申請書中ニ掲ケザリシ事實及證據ア

七百四十二條  
三百九十六條  
印紙ハ印紙法第五條  
(丙)ヲ參照スヘシ  
假處分ノ場合ニモ之ニ準ス

ルトキハ更ニ其事  
實及證據ヲ掲クヘシ

差押ノ命令ヲ發セラレ度候

右民事訴訟法第七百四十二條及第三百九十六條ニ依リ謹而控訴仕候也

右

某地方裁判所(控訴院)長(判事)何某殿

(二六〇)假差押申請却下決定ニ對スル抗告

住所、、、

抗告人 債權者 何 某

住所、、、

相手方 債務者 何 某

七百四十二條  
四百五十五條  
印紙五十錢貼用  
(丙)ヲ參照スヘシ  
假處分ニモ準用ス

抗告人ハ右債務者ノ財産假差押命令ノ申請ニ對シ明治年月日某裁判所ニ於テ爲サレタル却下ノ決定ハ左ノ理由ニ依リ不當ノ御裁判ト思量仕候

依而前申請之通假差押命令ヲ發セラレ度候

右民事訴訟法第七百四十二條及第四百五十五條ニ依リ抗告仕候也

右

某裁判所(監督)長(判事)何某殿

(二六一)假差押命令ノ判決ニ對スル控訴

住所、

七百四十二條  
三百九十六條  
即紙法第五條

(丙)ヲ參照スヘシ

假處分ニモ準用ス

控訴人 債務者 何 某

被控訴人 債務者 何 某

被控訴人ヨリ控訴人ノ財産假差押ノ申請ニ對シ明治年月日某裁判所ニ於テ口頭辯論ノ上年月日ノ判決ヲ以テ該命令ヲ發セラレ候處控訴人ハ左記陳述ノ事由ナルニヨリ不當ノ裁判ト思量候間該命令取消ノ御裁判ヲ仰キ度候

(假差押ヲ受クヘカラサル事實及證據ヲ記載スヘシ)

右民事訴訟法第七百四十二條及第三百九十六條ニ依リ控訴仕候也

右

某地方裁判所(控訴院)長(判事)何某殿

七百四十四條  
七百四十五條

印紙二十錢貼用

(丙)ヲ參照スヘシ  
假處分ニモ準用ス

(二六二)假差押命令ノ決定ニ對スル異議申立

住所、、、

申立人  
債務者

何 某

相手方  
債權者

何 某

右相手方何某ヨリノ申請ニ付明治年月日( )第何号ヲ以テ申立人ノ財産ニ對シ假差押命令ヲ發セラレ候處左ノ理由ニ依リ該命令ニハ服從難致候

、、、、(假差押請求ノ事實及理由ニ對スル異議ノ理由及命令ノ取消又ハ變更ヲ求ムル理由ヲ開陳スヘシ)

依テ年月日發セラレタル假差押命令ハ御取消相成度又ハ何様ニ變更相成度候

右民事訴訟法第七百四十四條第七百四十五條ニ依リ異議申立候也

右

某裁判所(監督)長(判事)何某殿

(二六三)假差押異議ノ判決ニ對スル控訴

住所、、、

控訴人

何 某

住所、、、

被控訴人

何 某

右當事者間ニ於ケル假差押命令ニ付起リタル異議ノ申立ニ對シ明治年月日某裁判所ニ於テ(異議)ノ申立ヲ却下セラレ又ハ(假差押命令ヲ

七百四十五條  
三百九十六條

印紙法第五條

(丙)ヲ參照スヘシ  
假處分ニモ準用ス

取消シ若クハ變更セラレ)タリ然レトモ控訴人ハ左記陳述ノ事由ニ依リ不當ノ判決ト思量仕候間何様ノ御裁判ヲ仰キ度候  
\\ \\ \\ \\ \\ (却下又ハ取消變更ヲ受クヘカラサル事實及證據等ヲ記載スヘシ)

右民事訴訟法第七百四十五條及第三百九十六條ニ依リ控訴仕候也

右

某地方裁判所(控訴院)長判事何某殿

七百四十六條

印紙二十錢貼用

(丁)ヲ参照スヘシ

〔二六四〕起訴命令ノ申立

住所 \\ \\ \\

申立人  
債務者

何 某

住所 \\ \\ \\

相手方  
債權者

何 某

右相手方何某ノ申請ニ依リ明治何年( )第何号ヲ以テ申立人ノ財産ニ對シ假差押命令ヲ發セラレ候處相手方ハ爾來何日ヲ經過スルモ請求本案ノ訴ヲ提出セス該件ニ付キ永ク不定ノ地位ニ差置カレ候テハ困難致候條速カニ起訴致スヘキ様命セラレ度候  
右民事訴訟法第七百四十六條ニ依リ申立候也

右

某區裁判所監督判事何某殿

○假差押執行手續ニ關スル例

(二六五) 假差押ノ執行手續

假差押ノ執行ニ付テハ通常強制執行ニ關スル規定ヲ準用スヘキ場合  
及ヒ準用スヘカラサル場合アルヲ以テ今之ヲ見易カラシメン爲メ簡  
單ニ其手續ヲ左ニ示ス

(甲) 執行力アル正本ヲ求ムル場合

(一) 假差押ノ命令ニハ別ニ執行文ノ付與ヲ受ケサルモ執行力アルモノ  
トス故ニ命令正本ニ基キ之ヲ爲スヘシ然レトモ命令後、執行着手  
前ニ債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合ニハ(二六六)ノ例ニ依  
リテ執行文ノ付與ヲ請フヘシ

(二) 右執行文請求ニ關シ付添スヘキ書類ニ付テハ第五百十九條ヲ適用

七百四十八條

七百四十九條

スヘシ

(三)右執行文付與ノ請求ニ關シ訴ヲ起ス場合及異議ヲ申立ツル場合ハ  
〔二五六ノ已庚〕ヲ參看スヘシ

(乙)假差押執行着手前ノ手續

(一)債權者カ執行ヲ爲スヘキ地ヲ管轄スル區裁判所ノ所在地ニ住居又  
ハ事務所ヲ有セサルトキハ假住所ヲ選定シテ届出ツル例ハ〔一七  
六〕ニ準スヘシ

(二)債權者カ保証ヲ立テタル上ニテ差押ヲ爲スヲ得ル條件ヲ以テ命令  
ヲ得タルトキハ〔一七五〕〔一七七〕〔一七八〕ノ手續ニ準スヘシ

(三)假差押ノ執行ハ債務者ニ差押命令ヲ送達セサル前ト雖モ之ヲ爲ス  
コトヲ得

(四)假差押命令ノ執行ハ命令ヲ言渡シ又ハ申請人ニ命令ヲ送達シタル

七百四十八條

全

七百四十九條

全

日ヨリ十四日以内ニ着手セサルトキハ之ヲ爲スコトヲ許サス

(五)不動産、動産、債權ノ差押ニ特別ナル規定ハ後ニ示ス

(丙)假差押ノ執行ニ對スル異議申立ノ手續

(一)債務者カ執行ノ請求ニ對シテ異議ヲ主張スル手續ハ〔二五六ノ丙〕  
ニ示シタル手續ニ依ルノ外尙ホ〔一八〇〕ニ準スルコトヲ得ヘシ

(二)第三者カ假差押ノ物件ニ對シ異議ヲ主張スル手續ハ〔一八一〕ニ準  
スヘシ

(三)執達吏ノ行爲ニ對シ異議ヲ主張スル手續ハ〔一八七〕〔一八八〕ニ準ス  
ヘシ

(丁)特別代理人任命ノ場合

(一)假差押ニ付債務者ノ特別代理人ノ任命ヲ求ムル場合及其手續ハ  
〔一九〇〕ニ準スヘシ



七百五十條

(戊) 有体動産ニ對スル假差押執行ノ特例

(一) 差押方法及差押ヲ爲スヘカラサル場合ハ左ニ示スモノヲ除キ(一) 九二ニ示シタル手續ヲ準用ス

七百五十條

(二) 執達更金錢ヲ差押タルトキハ之ヲ債權者ニ引渡サスシテ供託スヘシ

(三) 假差押ヲ爲シタル物品ハ總テ競賣其他換價ヲ爲サ、ルモノトス但差押物ニ著シキ價額ノ減少ヲ生スル恐アルトキ又ハ貯藏ニ付不相應ナル費用ヲ生スヘキトキハ債權者ハ(二六七)ノ例ニ依リテ執行裁判所ニ競賣ノ命令ヲ請フヲ得ヘシ然レトモ其賣得金ハ之ヲ供託スルコトヲ要ス

(己) 債權ニ對スル假差押執行ノ特例

(一) 債權ノ假差押ニ付テハ左ニ示スモノヲ除ク外(二〇三)ノ例ヲ準用ス

七百四十八條

ス

(二) 債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ執行裁判所トス

七百五十條

(三) 債權ノ假差押ニ付テハ第三債務者ニ對シ債務者ニ引渡ヲ爲スコトヲ禁スル命令ヲ爲スモノトス

(四) 金錢ニ關スル債權差押ノ執行ニ付テハ債權轉付及債務取立及換價方法ニ關スル手續ヲ除キ其他ハ(二〇三)ノ甲ノ手續ニ同シ

(五) 有体動産ニ對スル債權假差押ノ執行モ換價方ヲ除ク外(二〇三)ノ乙ノ手續ヲ準用ス

(六) 不動産ニ關スル債權假差押ノ執行ハ(庚)ノ手續ニ準スヘシ

(庚) 不動産ニ對スル假差押執行ノ特例

(一) 不動産ニ對スル假差押ノ執行ハ假差押ノ命令ヲ登記簿ニ記入スル

ニ依リテ之ヲ爲ス

七百四十九條

印紙五十錢貼用

假處分ニモ準用ス

(二六六) 假差押命令執行文付與ノ申立

住所、、、

債權者

何

某

、、、、、

右承繼人

何

某

、、、、、

債務者

何

某

、、、、、

右承繼人

何

某

右債務者何某ノ財産ニ對シ年月日某裁判所ヨリ假差押命令ヲ發セラ

レ候處未タ執行ニ着手セサル内(以下左ノ例ニ依リ記入スヘシ)

一例(前記債權者何某儀年月日死亡又ハ退隱ニ付自分ニ於テ家督ヲ相續セリ又ハ何某ヨリ年月日自分ニ於テ該債權ヲ讓受又ハ買受タリ)

二例(前記債務者何某ハ年月日死亡又ハ退隱シ相續人何某ニ於テ家督相續ヲ爲セリ)

此承繼ニ付テハ別紙何々証書ヲ以テ証明致候  
依テ別紙假差押命令書へ執行文御附記相成度民事訴訟法第七百四十九條ニ依リ申立候也

右債權者又ハ債權者承繼人

、、、

、、、、○

某裁判所書記課御中

七百五十條

印紙二十錢貼用

(二六七) 假差押物品換價申請

住所	〳〳	
債權者		何 某
住所	〳〳	
債務者		何 某

一〳〳〳〳

右債務者所有財産ニ對シ某裁判所明治何年( )第何号ノ命令ニ依リ假差押執行致候處其内前記ノ物件ハ何々ノ事由( 戊ニ示ス事由ノ類)ニ依リ競賣手續ヲ以テ換價致度候間御命令相成度民事訴訟法第七百五十條ニ依リ申請仕候也

右債權者

某區裁判所監督判事何某殿

○假差押ノ停止取消ニ關スル例

〔二六八〕假差押ノ停止取消

債務者ノ申立ニ因リ假差押ノ執行ヲ停止又ハ取消ス場合左ノ如シ

七百四十六條

(イ)假差押後債務者ノ申立ニ依リ裁判所ヨリ本案ノ起訴ヲ命シタル

場合ニ於テ其命令ニ定メラレタル期間内ニ起訴セサルトキハ〔二

六九〕ノ例ニ依リ假差押ヲ命シタル裁判所ニ其取消ヲ申立ツヘシ

七百四十七條

(ロ)假差押ノ理由消滅シ其他事情ノ變更シタルトキ又ハ保証ヲ立ツ

ルトキハ假差押ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得

此申立ハ本案カ未タ起訴セラレサルトキハ假差押ヲ命シタル裁判

所ニ申立ツヘク若シ本案カ已ニ起訴セラレタルトキハ其審理中ノ

裁判所ニ申立ツヘシ其例ハ〔二六九〕ニ示ス

七百四十六條  
七百四十七條

五百一條

七百五十四條  
五百一條

二百十

- (ハ) 右二項ノ申立ニ付テハ終局判決ヲ以テ裁判スルモノトス故ニ不  
服アル者ハ控訴ヲ爲スヲ得ヘシ其例ハ(二七〇)ニ示ス
- (ニ) 假差押取消ノ判決ニハ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ付スヘシ  
執行裁判所ノ職權ヲ以テ假差押ヲ取消ス場合左ノ如シ
- (イ) 第七百四十三條ニ依リ假差押命令ニ於テ定メタル金額又ハ有價  
証券ヲ債務者カ供託シタルトキハ已ニ執行シタル假差押ヲ取消ス  
ヘシ
- (ロ) 假差押ノ續行ニ付キ特別ノ費用ヲ要シ且之カ爲メ必要ナル金額  
ヲ債權者カ豫納セサルトキハ假差押ノ取消ヲ命スルコトヲ得
- (ハ) 右二項ノ命令ニ對シテハ(二七二)ノ例ニ依リ即時抗告ヲ爲スコ  
トヲ得

七百四十六條  
七百四十七條

假處分ニモ準用ス

假處分ニモ準用ス

〔二六九〕假差押取消ノ申立

住所、

申立人  
債務者

何 某

相手方  
債權者

何 某

右相手方何某ノ申請ニ依リ明治年( )第何号ヲ以テ申立人ノ財産ニ對  
シ假差押命令ヲ發セラレ候處(以下左ノ例ニ準シ  
記載シ次行ニ續ク)

一例(相手方何某ハ請求本案ニ付起訴致サ、ルニ依リ年月日起訴命  
令ヲ發セラレ候得共御命令ニ定メラレタル期日ニ至リ起訴不  
致)

二例(其後該假差押ノ理由ハ何々ニ依リ消滅シ又ハ何々ニ依リ變更  
致)

三例(申立人ハ御命令ニ應シ保証相立)  
候間假差押ノ御命令御取消相成度民事訴訟法第七百四十七條ニ依リ  
申立候也

右

某裁判所(監督(長)判事何某殿

(二七〇)假差押取消申立ノ判決ニ對スル控訴

住所、、、

控訴人

何

某

住所、、、

被控訴人

何

某

七百四十六條  
七百四十七條  
三百九十六條  
印紙法第二條第三  
條

假處分ニモ準用ス

右當事者間ノ假差押命令取消ノ申立ニ付キ年月日某裁判所ニ於テ  
(申立ヲ却下セラレ又ハ前命令ヲ取消サレ)タリ然レトモ控訴人ハ左  
記陳述ノ事由ニ依リ該判決ハ不當ノ御裁判ト思量候間(假差押取消  
ノ御裁判ヲ仰キ度又ハ假差押ハ其儘存續スヘキ様御裁判相成度候)  
、、、、(取消又ハ存續ヲ求ムル事實及證據ヲ記載スヘシ)  
右民事訴訟法第七百四十七條及第三百九十六條ニ依リ控訴仕候也

右

某(地方裁判所(控訴院)長判事何某殿

(三七二)假差押取消ニ對スル即時抗告

住所、、、

七百五十四條  
印紙五十錢貼用  
假處分ニモ準用ス

抗告人 何 某  
債權者

住所 \ \ \

債務者 何 某

右債務者何某ノ財産ニ對シ某裁判所ニ於テ發セラレタル假差押命令  
明治年月日取消被命候處左記ノ理由ニ依リ該御命令ニハ服從難致候  
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\

依テ前御命令其儘存續相成度民事訴訟法第七百五十四條ニ依リ即時  
抗告仕候也

右

\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ ○

某裁判所(監督)長(判事)何某殿

○假處分ニ關スル例

(三七二) 假處分手續

假處分モ亦假差押ト同シク要求ノ權利ヲ強制執行前ニ確メ置ク方法  
ニシテ其利益及手續等總テ假差押ニ同シ只之レト異ナルハ假差押ニ  
於テハ債權者ノ權利ハ金錢ニ關スル請求權ヲ保全スル爲メ債務者ノ  
一般ノ財産ニ對シ假差押ヲ爲スヲ得レトモ假處分ニ於テハ金錢ノ請  
求ヲ目的トスルニアラスシテ双方間ニ争トナリタル物ノ引渡、若ク  
ハ作爲不作爲ニ關スル處分ヲ爲シ將來ノ強制執行ヲ保全スルニ在リ  
(甲) 假處分ヲ請求スルヲ得ル場合  
假處分ヲ請求スルヲ得ル場合左ノ如シ

(イ) 假處分ヲ求ムル物ニ對シ既ニ訴ノ起リタルユトヲ要ス

七百六十條

而シテ其係争物カ現状ノ變更ニ因リ權利ノ實行ヲ爲スコト能ハス  
 又ハ之ヲ爲スニ著シキ困難ヲ生スル恐レアルコトヲ要ス  
 (ロ)又假處分ハ争ヒアル權利ニ付假ノ地位ヲ定ムル爲メニモ之ヲ爲  
 スコトヲ得但其處分ハ權利ノ繼續ニ付キ著シキ損害ヲ避ケ若クハ  
 急迫ナル強暴ヲ防クカ爲メ又ハ其他ノ理由ニ依リ之ヲ必要トスル  
 トキニ限ル

(乙)假處分請求其他ノ手續

七百五十六條

假處分ヲ求ムル手續及命令其他ノ手續ニ付テハ假差押ニ關スル規定  
 ヲ適用ス但以下ニ示ス手續ニ於テ差異ノ生スルトキハ此限ニアラス  
 (イ)假處分申請ノ例ハ(三七三)(二七四)ニ示ス其他ノ例ハ總テ假差押  
 ノ部文例冒頭ヲ参照スヘシ  
 (ロ)假處分ノ申請ハ本案ノ管轄裁判所ニ差出スヘシ

七百五十七條

此裁判ハ急迫ナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコト  
 ヲ得

七百六十一條

(ハ)急迫ナル場合ニ於テハ係争物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ假  
 處分ノ申請ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テ區裁判所ハ假處分ノ當否  
 ニ付テノ口頭辯論ノ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出スヘキ  
 申立ヲ爲ス期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得此期間ヲ徒過シタ  
 ルトキハ區裁判所ハ相手方ノ申立ニ依リ其命シタル假處分ヲ取消  
 スヘシ

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

七百五十八條

(ニ)裁判所ハ其意見ヲ以テ申立ノ目的ヲ達スルニ必要ナル處分ヲ定  
 ム其方法大畧左ノ如シ  
 保管人ヲ置キ係争物ノ管守ヲ爲サシメ又ハ相手方ニ行爲ヲ命シ若



クハ之ヲ禁シ又ハ給付ヲ命スルコトヲ得  
 又假處分ヲ以テ不動産ヲ讓渡シ又ハ抵當ト爲スコトヲ禁シタルト  
 キハ裁判所ハ第七百五十一條ノ規定ヲ準用シ登記簿ニ其禁止ヲ記  
 入セシム  
 (ホ) 急迫ナル場合ニ於テ口頭辯論ヲ要セサルモノニ限り裁判長裁判  
 ヲ爲スコトヲ得  
 (ヘ) 假處分ハ特別ノ事情アルトキニ限り保証ヲ立テシメテ取消ヲ許  
 スコトヲ得

七百六十三條

七百五十九條

〔三七三〕假處分ノ申請(其一)

住所、

原告  
(控訴人)

何

某

七百五十五條  
七百六十條

印紙五十錢貼用

住所、

被告  
(被控訴人)

何

某

右當事者間ニ於ケル何々訴訟事件ニ付目下御廳ニ於テ御審理中ニ候  
 處右係争物ニ關シ左ノ事由相生シ候間假處分ノ御命令ヲ發セラレ度  
 候

、、、、、(甲ヲ參照スヘシ)

右民事訴訟法第七百五十五條又ハ第七百六十條ニ依リ申請仕候也

右原告又ハ何々

申請人

、、、、、○

某裁判所「監督」長「控訴院長」判事何某殿

〔二七四〕假處分ノ申請(其二)

七百五十五條  
七百六十條

住所、、、

申請人

何

某

住所、、、

相手方

何

某

右當事者間ニ於ケル何々訴訟事件ニ付現今某裁判所又ハ某控訴院ニ於テ御審理中ニ候處右係争物ニ關シ左ノ事由相生シ候ニ付假處分ノ御命令ヲ發セラレ度候

但本件ハ前陳述ノ通り最モ急迫ナル場合ニ付民事訴訟法第七百六十一條ニ依リ御廳ノ御命令ヲ仰キ候義ニ有之候

右民事訴訟法第七百五十五條又ハ第七百六十條ニ依リ申請仕候也

右

某區裁判所監督判事何某殿

住所、

申請人

何

某

住所、

相手方

何

某

右當事者間ニ於ケル何々訴訟事件ニ付現今某裁判所又ハ某控訴院ニ於テ御審理中ニ候處右係争物ニ關シ左ノ事由相生シ候ニ付假處分ノ御命令ヲ發セラレ度候

但本件ハ前陳述ノ通り最モ急迫ナル場合ニ付民事訴訟法第七百六十一條ニ依リ御廳ノ御命令ヲ仰キ候義ニ有之候

右民事訴訟法第七百五十五條又ハ第七百六十條ニ依リ申請仕候也

右

某區裁判所監督判事何某殿

○家資分散ニ關スル例

明治廿三年八月廿  
日法律第六十九号

〔二七五〕家資分散ノ手續

民事訴訟法ノ強制執行處分ニ因リ義務ヲ辨濟スル資力ナキ債務者ニ  
對シテハ管轄裁判所ハ職權ニ因リ又ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ家資分  
散者タルノ宣告ヲ爲スヘシ

右ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得書面ノ例ハ〔二七  
七〕ニ示ス

右ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

家資分散者タルノ宣告ハ裁判所及市町村ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ公  
告スヘシ

〔三七六〕復權ヲ求ムル手續

家資分散者ハ其宣告ヲ受ケタル日ヨリ選舉權及被選舉權ヲ失フ然レトモ家資分散者カ後日ニ至リ元金、利息、及ヒ費用ノ金額ヲ債權者總員ニ辨濟シタルトキハ之ヲ證明シテ復權ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ又債權者ノ内所在ノ知レサルカ爲メ未ダ辨償ヲ了ヘサル場合ニハ其辨償ノ準備及ヒ資力アルコトヲ證明スヘシ復權申立ノ例ハ〔二七八〕ニ示ス

〔三七七〕家資分散ノ宣告ヲ求ムル申立

住所、

何 某

右之者ニ對シ何々請求事件ニ付明治年月日(某裁判所又ハ某控訴院

ニ於テ爲サレタル判決ニ發セラレタル支拂命令ニ調ヒタル和解ニ又ハ(某公証人ノ作成シタル公正証書)ニ基キ強制執行手續ニ依リ義務履行ヲ要求候處無資力ニシテ義務ノ辨償ヲ完了スル能ハス依テ同人ニ對シ家資分散者タルコトヲ御宣告相成度此段申立候也

右債權者

住所、

某裁判所(監督)長(判事)何某殿

〔二七八〕復權ノ宣告ヲ求ムル申立

住所、

何 某

自分儀住所何某何某ヨリ係ル何々請求事件ニ付無資力ノ故ヲ以テ明治年月日御廳ニ於テ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ候處其後該債權者ニ對シ別紙証明書類之通夫々辨償ヲ遂ケ最早負擔ノ義務無之候間復權ノ御宣告相受度此段申立候也

但債權者ノ内住所何某ハ方今所在不分明ニ付同人ニ對スル債務辨償ノ準備及資力アルコトハ別紙何証ヲ以テ証明致候

右

(宛名同前)

分散ノ宣告ヲ受ケタル裁判所

○訴訟法關係法令

(二七九) 民事訴訟法施行條例

朕民事訴訟法施行條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス (明治廿三年七月十六日) 法律第五十號

民事訴訟法施行條例

第一條 民事訴訟法實施前ニ提起シタル訴訟ニ付テノ爾後ノ訴訟手續ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス

第二條 民事訴訟法實施前ニ關席ノ儘言渡シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ故障ヲ申立ツルコトヲ得  
故障ノ期間ハ新法ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ

控訴上告期間ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

第三條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ニ對スル控訴上告期限ハ新法ノ控訴上告期間ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

第四條 民事訴訟法實施前ニ確定シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ再審ヲ求ムル訴ヲ爲スコトヲ得但民事訴訟法實施前ニ再審ノ條件生シタルトキハ其條件ノ生シタル日ヨリ再審ノ期間ヲ起算ス

第五條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ強制執行ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス但既ニ身代限ノ揭示ヲ爲シ又ハ公賣ニ着手シタル事件ハ其手續ノ終了マテハ舊法ニ從フ

第六條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ執行命令ヲ得サル場

合ニ於テ民事訴訟法第四百九十九條ノ規定ニ從ヒ證明書ヲ要スル者ハ其訴訟記録ノ存在スル裁判所ニ之ヲ求ムルコトヲ得

第七條 民事訴訟法實施前既ニ勸解ヲ出願シ未タ完結ニ至ラサル事件ハ民事訴訟法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ區裁判所繼續シテ之ヲ完結スルコトヲ得

第八條 民事訴訟法ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第九條 民事訴訟法ニ於テ親族ト稱スル者ハ當分ノ内刑法ノ親屬例ニ依ル

第十條 婚姻離婚及養子ノ縁組離縁ニ關スル訴ニ付テハ特別ノ慣例アルモノハ當分ノ内其慣例ニ從フ

第十一條 明治八年第六号布告ハ當分ノ内其効力ヲ有スルモノトス

第十二條 明治十年第十九号布告控訴上告手續第十六條中大審院ト  
アルヲ上告裁判所ト改メ該條ハ當分ノ内其効力ヲ有スルモノトス

〔二八〇〕民事訴訟ニ付國ヲ代表スル者

朕民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ付テノ規定ヲ裁可シ茲  
ニ之ヲ公布セシム (明治廿四年一月六日)

勅令第三號

第一條 各省大臣ハ其所管事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第二條 北海道廳長官及府縣知事ハ其司掌又ハ監督スル國ノ事務ニ

係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第三條 特別ニ地方機關ヲ有スル各省大臣ハ省令ヲ以テ民事訴訟ニ

付國ヲ代表スルノ權利ヲ之ニ委任スルコトヲ得

第四條 官制其他特別ノ勅令ヲ以テ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル者ヲ

定メタルトキハ本令ニ依ルノ限ニ在ラス



農商務省令第一號 (明治廿四年一月廿六日)

官林ニ關スル事件ニシテ大林區署ノ司掌ニ屬スルモノ、民事訴訟ニ

付テハ本年勅令第三号第三條ニ依リ所管大林區署長ニ國ヲ代表スル

ノ權利ヲ委任ス



陸軍省令第三號 (明治廿四年三月十三日)

明治二十四年一勅令第三号第三條ニ據リ本大臣所管事務ニ係ル民事

訴訟ノ内第二第三第四第五第六各師管内ニ於テ生シタル事件ニ就テ

ハ當該師團監督部長ニ北海道ニ於テ生シタル事件ニ就テハ屯田兵監



督部長 屯田兵監督部條例施行ニニ國ヲ代表スルノ權利ヲ委任ス

海軍省令第二號 (明治廿四年三月十八日)

明治廿四年一月勅令第三号ニ依リ各鎮守府所管事務ニ係ル民事訴訟ニ付テハ當該鎮守府造船部長主計部長建築部長ニ國ヲ代表スルノ權利ヲ委任ス

大藏省令第五號 (明治廿四年三月廿六日)

明治廿四年(二月)勅令第三号ニ據リ造幣局及各稅關ニ係ル民事訴訟ニ付テハ造幣局長當該稅關長ニ國ヲ代表スルノ權利ヲ委任ス

二二八一 民事訴訟費用法

朕民事訴訟費用法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス (明治廿三年八月十五日)  
法律第六十四號

民事訴訟費用法

第一條 民事訴訟法ノ規定ニ於ケル訴訟費用ハ以下數條ノ規定ニ從ヒ之ヲ算定ス

第二條 訴狀其他總テ書類ノ書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付金二錢五厘トス但半枚ニ滿タサルモノモ亦同シ  
圖面ハ一葉ニ付金十錢トス但別ニ測量ヲ要シタルトキハ其測量費ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第三條 翻譯料ハ半枚十二行二十字詰ニ付キ金五十錢トス但半枚ニ滿タサルモノモ亦同シ

第四條 民事訴訟用印紙法ニ從ヒ貼用シタル印紙ノ費額ハ其代價ニ依ル

第五條 執達吏ノ手數料及ヒ立替金ハ執達吏手數料規則ノ規定ニ從フ

第六條 郵便料電信料及ヒ運送料ハ其實費ニ依ル

第七條 官報公報及ヒ新聞紙ヲ以テ公告シタル公告料ハ各其定價ニ依ル

第八條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規定ニ從ヒ辯護士ノ附添ヲ命シタルトキハ其報酬ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第九條 當事者ノ日當ハ出頭一度ニ付金五十錢トス但滞在費ヲ給スル場合ニ於テハ此日當ヲ二十五錢トス

第十條 証人ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金五十錢トス但滞在費ヲ給ス

ル場合ニ於テハ此日當ヲ給セス

第十一條 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金五十錢乃至五圓ノ範圍内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル  
鑑定ヲ爲スニ付キ別ニ支出シタル費用ハ其實費ニ依ル

第十二條 當事者ノ滞在費ハ滿八里以外ノ地ヨリ來リ滞在スルトキハ一日金二十五錢トシ証人鑑定人及ヒ通事ノ滞在費ハ一日金五十錢トス

第十三條 當事者証人鑑定人及通事ノ旅費ハ海陸滿一里毎ニ付キ金十錢トス

通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス  
外國ニ在ル當事者ノ旅費ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第十四條 判事及ヒ裁判所書記檢証ノ爲メ實地監檢ヲ爲スニ付テノ

族費及ヒ滞在費ハ証人ニ準ス

第十五條 本法ニ定メサル必要ノ費用ハ其實費ニ依ル

第十六條 強制執行及ヒ非訟事件ニ關ル費用ハ執達吏手数料規則ニ定メタルモノヲ除ク外前數條ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算定ス

強制執行又ハ非訟事件ニ關シテ保管人若クハ管理人ヲ任命シタルトキハ其費用ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

〔三八二〕民事訴訟用印紙法

朕民事訴訟用印紙法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス (明治廿三年八月十五日) 法律第六十五號

民事訴訟用印紙法

第一條 民事訴訟ノ書類ニハ以下數條ノ規定ニ從ヒ其正本ニ印紙ヲ貼用ス可シ但裁判所書記ニ口述シテ調書ヲ作ラシメタルトキハ其調書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第二條 財産權上ノ請求ニ係ル第一審ノ訴狀ニハ訴訟物ノ價額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ印紙ヲ貼用スヘシ

訴訟物ノ價額金五圓マテ 二十錢

同十圓マテ 三十錢

同二十圓マテ 六十錢

同五十圓マテ 一圓五十錢

同七十五圓マテ 二圓廿錢

同百圓マテ 三圓

同二百五十圓マテ 六圓五十錢

同五百圓マテ

十圓

同七百五十圓マテ

十三圓

同千圓マテ

十五圓

同二千五百圓マテ

二十圓

同五千圓マテ

二十五圓

同五千圓以上八千圓ニ達スル毎ニ二圓ヲ加フ

訴訟物ノ價額ヲ算定スルニハ民事訴訟法第三條乃至第六條ノ規定ニ從フ

第三條 財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ニ付テハ其訴訟物ノ價額百圓ト看做シ印紙ヲ貼用ス可シ

財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ト其訴訟ニ由テ生スル財産權上ノ訴訟ト併合スルトキハ其多額ナル一方ノ訴訟物ノ價額ニ依リ印紙ヲ

貼用ス可シ

第四條 本訴ト反訴ト其目的カ同一ノ訴訟物ナルトキハ反訴ノ訴狀ニ印紙ヲ貼用スルヲ要セス

第五條 控訴狀ニハ第二條ノ規定ニ從ヒ其半額上告狀ニハ其全額ノ印紙ヲ加貼ス可シ

第六條 左ニ掲クル書類ニハ五十錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第一 抗告

第二 故障

第三 証據調ノ申立

第四 假差押及假處分ノ申請

第五 判決ノ送達アラシムトキ求ムル申立

第六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但此正本ノ數通ヲ求ムルトキ

ハ其一通毎ニ五十錢ノ割合ヲ以テ印紙ヲ貼用ス可シ

第七條 和解及ヒ督促手續ニ付キ民事訴訟法第三百八十一條第三項及ヒ第三百九十條ノ規定ニ依リ訴カ區裁判所ニ繫屬スルトキハ第二條第三條ノ規定ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ

第八條 再審ヲ求ムル訴狀ニハ其訴ヲ爲ス可キ裁判所ノ審級ニ依リ相當ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第九條 原狀回復ノ申立ニハ其書面ヲ差出ス可キ裁判所ノ審級ニ依リ相當ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第十條 答辯書其他前數條ニ掲ケサル申立及ヒ申請ニハ二十錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第十一條 民事訴訟法第九十七條第一号ノ場合ノ外此法律ニ從ヒ印紙ヲ貼用セサル民事訴訟ノ書類ハ其效ナキモノトス但印紙ヲ貼用

セス又ハ貼用スルモ不足アルトキハ裁判所ハ相當印紙ヲ貼用セシメ之ヲ有効ナラシムルヲ得

第十二條 印紙ノ種類及ヒ貼用方ハ明治十七年第四号布達ニ依ル

第十三條 印紙ハ管轄廳ノ許可ヲ得タル賣捌所ニ於テ發賣セシム其他ニ於テ賣買スルコトヲ許サス

第十四條 官許賣捌所外ニ於テ印紙ヲ販賣シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ現在ノ印紙ヲ沒收ス其情ヲ知テ之ヲ買取シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ現在ノ印紙ヲ沒收ス

第十五條 前條ノ規定ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及ヒ數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第十六條 第六條第十條乃至第十二條ノ規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用

ス

〔三八三〕 執達吏規則

朕執達吏規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス (明治廿三年七月廿四日)

法律第五十一號

執達吏規則

第一條 執達吏ハ區裁判所ニ屬シ法律ニ從ヒ訴訟ニ關スル書類ヲ送達シ及裁判ヲ執行スルモノトス

第二條 執達吏ハ當事者ノ委任ニ依リ左ノ事務ヲ取扱フコトヲ得

第一 告知及催告ヲ爲スコト

第二 動産不動産ノ任意競賣ヲ爲スコト

第三 拒証書ヲ作ルコト

第三條 執達吏ハ法律規則ニ定メタル職務ノ外裁判所及檢事局ノ命令ニ依リ其職務ニ應スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ

第一 書類物品ノ送付ヲ爲スコト

第二 罰金科料過料ヲ徴収シ及沒收物品ヲ取上ケ若クハ賣却スル

コト

第三 令狀ノ執行ヲ爲スコト

第四條 執達吏ハ所屬區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ノ監督ヲ受ク

他ノ判事又ハ檢事ニシテ職務上事務ヲ命シタルトキハ其事務ニ限リ執達吏ニ對シ監督權ヲ有ス

第五條 執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ住居ヲ定ムヘシ但地方裁判

所長ノ許可ヲ得タルトキハ其區裁判所管轄内ニ限リ他ノ地ニ住居ヲ定ムルコトヲ得

第六條 執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ役場ヲ設クヘシ

第七條 一區裁判所ニ數名ノ執達吏アルトキハ裁判所及檢事局ノ命令ニ依ル事務ト裁判所書記ヲ經テ委任スヘキ事務トヲ各執達吏ニ分配スヘシ此分配ハ成ルヘク土地ノ區域ニ從フヘシ

事務分配ハ毎司法年度ノ終ニ於テ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事前以テ之ヲ定ム

執達吏ノ爲シタル事務ハ事務分配上其事務他ノ執達吏ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其効力ヲ失フコトナシ

第八條 執達吏ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ノ施行ヨリ除斥セララルヘシ

第一 自己又ハ其婦カ當事者若クハ被害者タルトキ又ハ當事者ノ一方若クハ双方又ハ被害者ト共同權利者共同義務者若クハ償還義務者タルノ關係ヲ有スルトキ

第二 自己又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ双方又ハ被害者又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第三 自己カ同一ノ事件ニ付証人若クハ鑑定人ト爲リテ訊問ヲ受クルトキ又ハ法律上代理人ト爲ルノ權利ヲ有スルトキ若クハ之ヲ有シタルトキ

第九條 執達吏ハ民事訴訟ニ付テ其婦又ハ自己若クハ其婦ノ爲ニシテ訴訟代理人及輔佐人トシテ法廷ニ出ルコトヲ得但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第十條 執達吏ハ其職務ヲ行フヘキ命令若クハ委任ヲ受クルトキハ  
正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 執達吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタル場合ノ外自己  
ノ責任ヲ以テ左ニ掲クル者ニ臨時其職務ヲ委任スルコトヲ得

第一 執達吏ノ登用試験ニ及第シタル者

第二 執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者

第三 裁判所書記ノ登用試験ニ及第シタル者

第四 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ於テ臨時執達吏ノ  
職務ヲ行フニ適當ト認めタル者

第十二條 執達吏正當ノ理由アリテ其職務ヲ行フコトヲ得サルトキ  
又ハ之ヲ委任スルコトヲ得サルトキハ命令ヲ爲シタル裁判所及檢  
事局又ハ委任ヲ爲シタル本人ニ速ニ其旨ヲ通知スヘシ

委任ヲ爲シタル本人ニ通知スルコト能ハサルトキ又ハ急速ノ處分  
ヲ要スルトキハ其旨ヲ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ申  
立ツヘシ

第十三條 前條ノ場合其他執達吏差支アルトキハ區裁判所ノ一人ノ  
判事若クハ監督判事ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ第十一條ニ掲ク  
ル者ニ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十四條 執達吏ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ  
臨時職務執行ノ委任ヲ受ケタル者ハ區裁判所ヨリ交付スヘキ鑑札  
ヲ携帯スヘシ

第十五條 執達吏ハ裁判所書記ヲ經タルト否トヲ問ハス委任ヲ受ケ  
職務ヲ行フニ付テハ定規ノ手数料ヲ受ケ及ヒ立替金ノ辨濟ヲ受  
ク



執達吏ハ定規ノ手数料ヲ増減シ又ハ手数料及立替金ノ外報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 執達吏第三條ニ掲クル職務ヲ行フニ付テハ立替金ノ外手数料ヲ受クルコトヲ得ス

第十七條 執達吏第十一條ノ場合ニ於テ臨時職務執行ノ委任ヲ爲シタルトキハ其委任ヲ受ケタル者ニ報酬トシテ手数料十分ノ三以上ヲ支給スヘシ

第十八條 第十三條ノ場合ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行ヒタル者ハ其職務ニ付定メタル手数料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク

第十九條 執達吏一年間ニ收入セシ手数料百八拾圓ニ充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十條 執達吏死亡シタルトキ又ハ停職免職若クハ勾留セラレタ

ルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

第一 官印帳簿其他職務ニ關スル書類ヲ區裁判ニ差出サシムルコト

第二 執達吏職務上保管シタル物品及書類ノ保全ニ必要ノ手續ヲ爲スコト

第廿一條 執達吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

第廿二條 執達吏ハ此規則ニ依ルノ外總テ一般官吏ノ例ニ依ル

附則

第廿三條 執達吏ヲ置カサル間ハ區裁判所書記執達吏ノ職務ヲ行フ此場合ニ於テハ自己ノ責任ヲ以テ第十一條ニ掲クル者又ハ自己ノ

適當ト思量スル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得  
裁判所書記前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ委任ヲ受ケタル者ニ執達  
吏ノ職務ニ付定メタル手数料十分ノ七以上ヲ支給スヘシ

〔二八四〕執達吏手数料規則

朕執達吏手数料規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿三年十  
一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス (明治廿三年七月廿四日)  
法律第五十二號

執達吏手数料規則

第一條 執達吏ハ此規則ニ從ヒ手数料ヲ受ク

第二條 書類送達ノ手数料ハ一通ニ付五錢トス

第三條 有体動産及未タ土地ヨリ離レサル果實並爲替証券其他裏書

ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル証券ノ差押、假差押、ニ付テノ手数料ハ  
左ノ區別ニ從フ

執行スヘキ債權額 手数料

貳拾圓マテ 三十錢

五拾圓マテ 五十錢

百圓マテ 七十五錢

二百五十圓マテ 壹圓

五百圓マテ 壹圓廿五錢

千圓マテ 壹圓五拾錢

千圓ヲ超ユルトキハ貳圓トス

若シ執務時間三時以上ニ涉ルトキハ一時毎ニ本條ニ定メタル手  
料ノ十分ノ三ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シ

テ算定ス

第四條 執達吏差押、假差押ヲ爲スヘキ場所ニ臨ムト雖差押フヘキ物ナキトキ又ハ差押フヘキ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ前條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第五條 民事訴訟法第五百五十六條第二項第五百八十六條第二項第六百十五條ノ場合及既ニ差押、假差押ニ著手シタル執達吏ノ死亡若クハ其他ノ理由ニ依リ委任ノ消滅シタルトキ物ヲ換價スル爲其委任ヲ引受ケタル場合ニ於テハ執達吏ハ第三條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第六條 特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ債務者ヨリ取上ケテ之ヲ債權者ニ引渡ス場合ニ於テハ其手数料ヲ五拾錢トス若シ執務二時間以上ニ涉ルトキハ一時間毎ニ拾五錢ヲ加フ但其執務一時間ニ

滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖引渡スヘキ物ナキトキハ前項ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第七條 民事訴訟法第七百三十一條第一項ノ場合ニ於テハ執務三時間以内ハ手数料ヲ五拾錢トス若シ其執務三時間以上ニ涉ルトキハ一時間毎ニ拾五錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖船舶アラサルトキハ前項ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第八條 民事訴訟法第六百四十三條第三項ニ依リ不動産ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條ニ定メタル區別ニ從ヒ其手数料ヲ受ク

第九條 動産不動産及船舶ノ競賣ニ付テノ手数料ハ左ノ區別ニ從フ

但競賣ニ依リ得タル金額執行スヘキ債權額ニ超過スルトキハ其債權額ヲ以テ競賣金額ト看做ス

競賣金額

手数料

貳拾圓マテ

六十錢

五拾圓マテ

壹圓

百圓マテ

壹圓五十錢

貳百五拾圓マテ

貳圓

五百圓マテ

貳圓五十錢

千圓マテ

四圓

以上千圓毎ニ一圓ヲ加フ

任意競賣ニ付テモ亦前項ニ同シ

第十條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨マサル以前ニ民事訴訟

法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手数料ノ十分ノ三ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手数料ヲ三十錢トス

第十一條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨ミタル後民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手数料ヲ五十錢トス

第十二條 第三條乃至第十一條ノ手数料ヲ受クヘキ行爲ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含ス

第一 警察上ノ援助ヲ求メ又ハ証人鑑定人ノ立會ヲ爲サシムルコ

第二 執行行為ニ屬スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲スコト

第三 記名証券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及必要ナル陳述ヲ債務ニ代リ爲スコト

第四 支拂其他ノ給付差押金錢及賣却金ヲ受取り交付シ若クハ供託シ又ハ受取証書ヲ交付シ又ハ差押物ヲ還付スルコト

第五 競賣ノ公告ヲ爲スコト

第十三條 執達吏ハ立替金トシテ左ノ費用ノ辨濟ヲ受ク

第一 書記料

第二 郵便料、電信料

第三 公告料

第四 証人鑑定人ノ手當

第五 職工役夫ノ手當

第六 有價証券ノ記名書換及流通ヲ止メタル証券ノ流通ヲ回復スル爲ノ費用

第七 人及物ノ送致費用

第八 物ノ保存並監視ノ費用

第九 果實收穫ノ費用

第十 旅費

第十四條 前條ノ書記料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ受ク

第一 法律ニ依リ又ハ利害關係人ノ求ニ依リ証書及記録中ニ存スル書類ノ謄本ヲ作りタルトキ但法律ニ依リ交付スヘキ送証書ノ謄本ハ此限ニ在ラス

第二 供託ヲ爲スニ際シ執行裁判所ニ差出スヘキ届書ヲ作りタルトキ

第三 差押命令ノ送達後第三債務者ノ爲ス陳述ヲ筆記シタルトキ書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付二錢五厘トス但十行ニ滿タサルモ半枚ト看做シテ算定ス

第十五條 強制執行ニ關セサル告知及催告ヲ爲ストキハ其手数料十錢ヲ受ク

第十六條 執達吏拒証書ヲ作りタルトキハ手数料十錢ヲ受ク拒者ノ營業場又ハ住居ノ問合ヲ爲シ拒証書ヲ作りタルトキハ手数料二十錢ヲ受ク

第十七條 証人ニ支給スヘキ日當ハ二十錢以下鑑定人ニ支給スヘキ日當ハ五十錢以下トシ執達吏土地ノ情況ニ從ヒ之ヲ支給ス若シ一

里以上ノ地ヨリ呼出シタルトキハ第十八條ノ規定ニ從ヒ旅費ヲ支給ス

第十八條 執達吏自己ノ役場ヨリ一里以上ノ地ニ至リ職務ヲ行フトキハ一里毎ニ拾錢以下ノ旅費ヲ受ク但一里ニ滿タサルモ一里ト看做シテ算定ス

右ノ旅費ノ額ハ控訴院長ノ認可ヲ經テ地方裁判所長之ヲ定ム

第十九條 執達吏ハ總テノ事務ヲ擔任スルニ當リ手数料及立替金ノ概算額ヲ委任者ヨリ豫納セシム若シ豫納セサルトキハ委任ニ應セサルコトヲ得但裁判所及檢事局ノ命令ニ依ルトキ又ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ爲ニ事務ヲ擔任スルトキハ此限ニ在ラス

第二十條 執達吏ハ委任ノ終了シタル後手数料及立替金ノ辨濟ヲ受クヘキモノトス但民事訴訟法第五百五十四條ニ規定シタル場合ハ

此限ニ在ラス

第二十一條 執達吏裁判所及検事局ノ命令ニ依リ其職務ヲ行フ爲ニ要シタル立替金ハ三箇月毎ニ確定シテ之ヲ支給ス

右立替金ハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第二十二條 訴訟上ノ救助ヲ付與シタル場合ニ於テハ執達吏ノ立替金ハ國庫ヨリ支辨ス但債務者ヨリ辨濟シ能ハサル場合ニ限ル

第二十三條 執達吏ハ其職務執行ニ付作りタル書類ノ正本又ハ謄本ニ手数料及立替金ノ額ヲ附記スヘシ又執務時間ニ應シ其辨濟ヲ受クヘキトキハ調書ニ其執務時間ヲ附記スヘシ若シ之ヲ附記セサルトキハ最短ノ時間ニ付テ定メタル金額ヲ以テ算定ス

〔二八五〕供託規則

朕供託規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (明治廿三年七月廿五日)  
勅令第四百四十五號

供託規則

第一條 法律ノ規定ニ依リ供託スル所ノ金錢有價證券ハ總テ大藏省預金局ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第二條 供託シタル金錢ハ拂込ノ日ヨリ六十日ヲ過ルトキハ拂込ノ翌月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ通常預金ノ利子ヲ付スヘシ

第三條 供託ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣定ムル所ノ式ニ依リ供託書ヲ製シテ供託物ニ添ヘ其申込ヲ爲スヘシ

第四條 供託者ハ民法財産篇第四百七十七條債權擔保篇第二百六十八條及商法第七百四十條ノ場合ニ於テハ其供託シタル旨ヲ債權者ニ通知スヘシ

第五條 供託物ハ供託者ノ指定シタル者ニ拂渡シ又ハ裁判所ノ通知ニ依リ拂渡スヘキモノトス但供託者ニ於テモ其受領スヘキ理由アルコトヲ証明シ返戻ヲ請求スルコトヲ得

第六條 有價証券ノ償還金利息又ハ配當金ヲ受取ントスルトキハ有權者ヨリ大藏省預金局ニ請求スヘシ此請求ヲキトキハ政府ハ損害ノ責ニ任セサルヘシ

第七條 前條ノ請求ニ依リ大藏省預金局ニ於テ受取リタル償還金利息又ハ配當金ハ代供託物又ハ附屬供託物トシテ之ヲ保管スヘシ

○  
朕金庫ヲシテ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金錢及証券ノ取扱ヲサシムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (明治廿三年十一月十三日) 勅令第二百七十三號

大藏大臣ハ各地金庫ヲシテ法律命令ニ依リ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金錢及証券ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

〔二八六〕辯護士法

司法省訓令第四號 (明治廿三年十月十八日)

訴訟法中辯護士ノ執ル可キ事務ハ追テ辯護士ヲ置カルヘキニ付當分ノ内代言人之ヲ取扱フ儀ト心得ヘシ但上席檢事ハ此旨管内代言人ヘ通達スヘシ

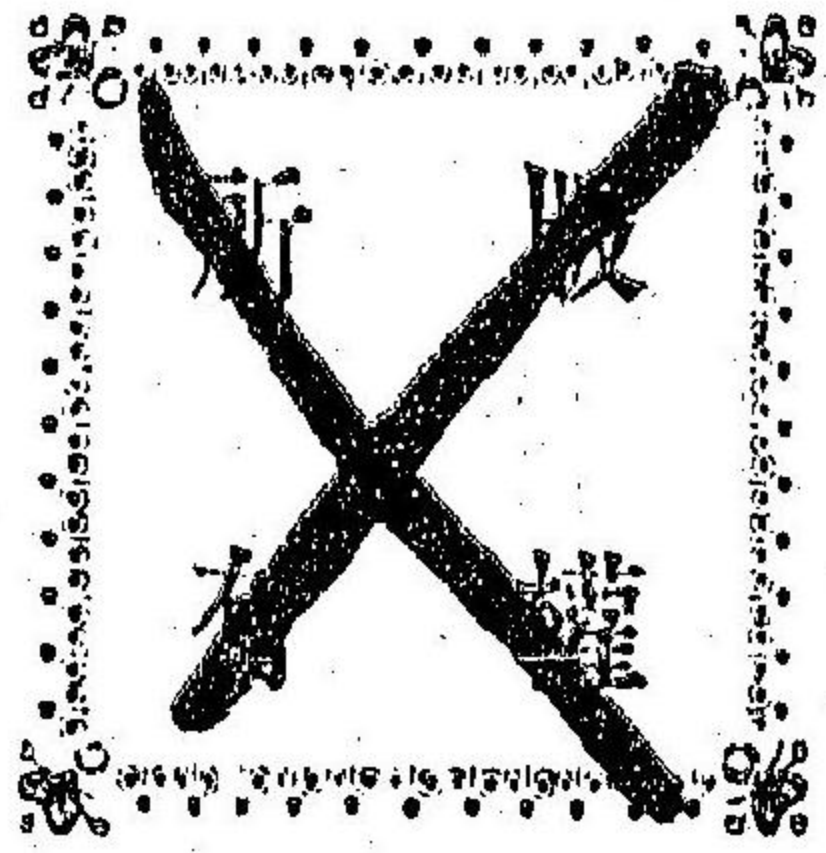


民事訴訟法實例後編終

明治廿四年六月五日印刷  
明治廿四年六月六日出版

定價金三十五錢

版權登錄



著者兼  
發行者

京都府士族

堀田

康

京都市上京區烏丸通三條上ル  
場ノ町廿五番戶

印刷人

京都府平民  
(點林堂)

山鹿福三郎

京都市上京區烏丸通三條上ル  
場ノ町卅三番戶

發行所

精理館

京都市上京區烏丸通三條上ル  
場ノ町廿五番戶

# 大販賣所

京都府京都市下京區佛光寺通烏丸東へ入町	東枝律書房
同 市上京區河原町通三條下二町目	大黒屋書舖
同 市下京區寺町通松原下ル町	改進堂
大阪府大阪市東區本町四町目	岡島眞七
東京府東京市日本橋通三町目	丸善書店
同 市神田表神保町	八尾新助
同 市銀坐四町目	博聞社
愛知縣名古屋市玉屋町	片野東四郎
同 市鐵砲町	三輪文二郎
滋賀縣大津市	澤一二郎

## 正誤

十二頁ノ十一行	某ハ御ノ誤	百六十八頁ノ四行ノ首メニ既ノ字ヲ脱ス
全頁ノ十二行	御ハ某ノ誤	全頁ノ五行
十四頁ノ三行	判決ハ判決ノ誤	既ノ字ハ衍
五十一頁ノ二行	判決ハ判決ノ誤	百六十九頁ノ十行
五十九頁ノ一行	盟ハ監ノ誤	一ハ二ノ顛倒
七十一頁ノ二行	乃ハハノ顛倒	百七十八頁ノ次頁百九十七ハ百七十九ノ誤
九十二頁ノ三行	ニ付ノニノ字ハ衍	二百二十八頁ノ末行
百三頁ノ二行	裁判ノ下所ノ字ヲ脱ス	二百三十五頁ノ末行
百十五頁ノ五行	右ハハハ右ノ顛倒	二百四十九頁ノ三行
百二十七頁ノ末行	指ヲハチ指ノ顛倒	二百五十六頁ノ四行
百二十八頁ノ末行	〇ハ押ノ誤	債務ノ下者ノ字ヲ脱ス
百四十頁ノ十行	一ハ二ノ顛倒	二百五十七頁ノ十一行
百五十六頁ノ上欄四行ニ出スヘシノ四字ヲ脱ス	二ハ一ノ誤	取扱チノ下爲ノ字ヲ脱ス
		前篇正誤追加
		目次十九頁ノ二行
		二十一頁ノ證券印紙一錢ハ五厘ノ誤

